

一般社団法人日本スポーツ整形外科学会
事務局運営細則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本スポーツ整形外科学会（以下「この法人」という。）定款第47条（事務局の設置等）に基づき、事務局の設置と運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 事務局は、理事会の承認を経て設置する。

(事務局の業務)

第3条 事務局の業務は以下のとおりとする。

- (1) 会員管理業務
- (2) 会費管理業務
- (3) 会計業務
- (4) 学会誌関連業務
- (5) 総会関連業務
- (6) 選挙関連業務
- (7) 庶務業務
- (8) ホームページ関連業務
- (9) 理事会および総会の議案および議事録作成業務
- (10) この法人に関する登記および税務申告にかかわる業務
- (11) その他、この法人の運営に必要な業務

(事務局業務の外部委託)

第4条 事務局は、第3条の業務を理事会の承認を得て外部事業者に委託することができる。

- 2 外部事業者への委託に支障が生じた場合は、直ちに理事会にその旨を報告する。

附記

- 1 本細則の変更は理事会において行う。
- 2 本細則は2025年1月21日から施行する。